大切なお知らせですので、いつでも読めるように保管しておいてください。

令和3年1月25日

保護者の皆様へ

延岡市教育委員会

延岡市立小・中学校の新型コロナウイルス感染症の感染時等における対応について (お願い)

新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策へご理解とご協力を賜り、心から感謝いたします。 さて、感染の拡大防止及び感染者等への偏見や差別防止の観点から、あらためて下記のことに ついて保護者の皆様にお願いをしたいと思います。ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 感染の拡大防止に係るお願い

- (1) お子様が濃厚接触者となる疑いがある時点(同居する家族等がPCR検査を受ける場合等)で、速やかに学校に連絡をお願いします。そして、同居家族のPCR検査の陰性が確認されるまでは、自宅待機の対応をお願いします。家族等の検査後、同居家族が陰性でお子様が濃厚接触者とならなかった場合は、発熱や風邪の症状等がなければ登校させてください。
- (2) 同居家族に陽性者が出て、お子様が濃厚接触者となった場合、お子様のPCR検査が陰性であっても、保健所等の指示がある期間(2週間程度)自宅待機をお願いします。

(自宅待機中に、発熱や風邪症状が見られる場合は、速やかに保健所及び医師の指示にしたがってください。)

- (3) お子様がPCR検査陽性となった場合は保健所及び医師の指示に従って療養してください。 また、学校への出席開始日を保健所や医師へ確認してください。
- (4) 延岡市教育委員会では、現在「新型コロナウイルス感染症分科会提言(R2.8.7)」における分類で「ステージⅡ」(学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルにけるレベル2)と判断しており、これまでの「発熱等の風邪の症状がある場合等には登校しないこと」に加え、「同居の家族に風邪症状が見られる場合も登校しないこと」をお願いしています。レベルと対応の変更が生じましたら改めて連絡いたしますので、当面は感染拡大を防止するためにご理解とご協力をお願いします。
 - ※ 上記(1)(2)(3)(4)のいずれの場合においても、欠席扱いではなく、出席停止扱いとなります。 また、出席停止扱いとなる場合が他にもありますので、裏面をご参照ください。
 - ※ 「欠席をした児童生徒=陽性反応者」ではないことを踏まえて、学校では、欠席した児童生徒に対する人権上の不利益が生じないよう指導します。ご家庭でも同様の指導をお願いします。

2 感染者等の情報に係るお願い

お子様の感染またはその疑い等に関する情報は、高度な個人情報であるため、上記1の(1)(2)(3)の場合」は、各状況を、ご家庭より在籍校及びお子さまが関係する機関へのご連絡をお願いします。

- 連絡する関係機関(例)
 - ・ 在籍する学校 ・ 児童クラブや放課後こども教室、放課後ディサービス等
 - 習い事(少年団等を含む)や学習塾等 他

感染者に関する情報について学校から各ご家庭にお知らせすることはありません。また、各ご家庭から、学校に対して感染者特定を目的とした問い合わせはしないよう冷静な対応をお願いします。

3 学校の臨時休業等について

PCR検査において陽性者が確認された学校においては、消毒作業及び保健所による濃厚接触者の認定等を行うため、原則2~3日程度臨時休業とします。ただし、休日を挟む場合や明らかに濃厚接触者が確認される状況ではない場合等は、臨時休業を行わないこともあります。各学校からの連絡を確認してください。

※ 新型コロナウイルス感染症等のお問い合わせにつきましては、延岡市教育委員会学校教育課までご連絡ください。

(学校教育課)

(参考) 出席停止等の取扱いについて

指導要録上、「出席停 止・忌引等の日数」と して記録するもの		・感染が判明した者
		・感染者の濃厚接触者に特定された
	学校保健安全法第19条の	者
	規定に基づく出席停止	・発熱等の風邪症状がみられる者
		・(レベル2や3の地域において)同
		居の家族に発熱等の風邪の症状が
		みられる者
		・医療的ケア児や基礎疾患児につい
		て、登校すべきでないと判断された
	「非常変災等児童生徒又は	場合
	保護者の責任に帰すことが	・感染が不安で休ませたいと相談の
	できない事由で欠席した場	あった児童生徒等について、感染経
	合などで、校長が出席しなく	路の分からない患者が急激に増え
	てもよいと認めた日」として	ている地域であるなどにより、感染
	扱う場合	の可能性が高まっていると保護者
		が考えるに合理的な理由があると
		校長が判断する場合